

畜産みやぎ

発行所
 仙台市青葉区上杉一丁目16番3号JAビル別館3F
 宮城県畜産協会
 電話 022-723-0733

編集発行人
 大堀 哲

印刷所
 (株)東北プリント



しもふりレッド完成披露式典

も く じ

C O N T E N T S

牛海綿状脳症対策特別措置法のポイント 2	第20回宮城県牛削蹄競技大会並びに 第15回東北地区牛削蹄競技大会報告 8
大家畜経営維持資金償還猶予について 4	衛生便り 8
BSE対応畜産経営安定資金について 4	畜試便り 9
自動搾乳システム(搾乳ロボット)現地レポート ... 5	新系統豚「しもふりレッド」 完成披露式典が開催されました 10
農業制度資金の改正の概要 6	新人紹介 10
農林水産祭参加第42回仙台牛枝肉共進会の開催について ... 7	
ナチュラルチーズフェア (第16回みやぎミルクランドフェア)の開催について ... 7	

みやぎの
 畜産情報
 発信基地

宮城県畜産協会ホームページ

U R L <http://miyagi.lin.go.jp>
 Eメール mygchiku@mwnet.or.jp

牛海綿状脳症対策特別措置法 (平成14年法律第70号) のポイント

宮城県畜産課

第1 目的

この法律は、牛海綿状脳症 (BSE) の発生を予防し、及びまん延を防止するための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉を安定的に供給する体制を確立し、もって国民の健康の保護並びに肉用牛生産及び酪農、牛肉に係る製造、加工、流通及び販売の事業、飲食店営業等の健全な発展を図ることを目的としています。

第2 国及び都道府県の責務

国及び都道府県(保健所設置市を含む。以下同じ。) は、BSEの発生が確認された場合又はその疑いがあると認められた場合には、第3の基本計画に基づき、速やかに、BSEのまん延を防止する等のために必要な措置を講ずる責務を有することとなります。

第3 基本計画

- 1 農林水産大臣及び厚生労働大臣は、BSEの発生が確認された場合又はその疑いがあると認められた場合において国及び都道府県が講ずべき措置 (対応措置) に関する基本計画を定めなければなりません。
- 2 基本計画においては、対応措置に関する基本方針、計画の期間、BSEのまん延の防止のための措置に関する事項、正確な情報の伝達に関する事項、関係行政機関及び地方公共団体の協力に関する事項、その他対応措置に関する重要事項を定めることとなります。

第4 牛の肉骨粉を原料等とする飼料の使用の禁止等

- 1 牛の肉骨粉を原料又は材料とする飼料は、別に法律又はこれに基づく命令で定めるところにより、牛に使用してはいけません。
- 2 牛の肉骨粉を原料又は材料とする牛を対象とする飼料及び牛に使用されるおそれがある飼料は、別に法律又はこれに基づく命令で定めるところにより、販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入してはいけません。
- 3 1及び2による規制の在り方については、BSEに関する科学的知見に基づき検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられることとなります。

第5 死亡した牛の届出及び検査

- 1 農林水産省令で定める月齢以上の牛が死亡したときは、当該牛の死体を検案した獣医師 (獣医師

による検案を受けていない牛の死体については、その所有者) は、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければなりません。

- 2 1による届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る牛の死体の所有者に対し、当該牛の死体について、家畜伝染病予防法第5条第1項の規定により、家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずることができます。ただし、地理的条件等により当該検査を行うことが困難である場合として農林水産省令で定める場合は、この限りではありません。

第6 と畜場におけるBSEに係る検査等

- 1 と畜場内で解体された厚生労働省令で定める月齢以上の牛の肉等は、別に法律又はこれに基づく命令で定めるところにより、都道府県知事又は保健所設置市の長の行うBSEに係る検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはいけません。
- 2 と畜場の設置者等は、別に法律又はこれに基づく命令で定めるところにより、牛の特定部位 (牛の脳、せき髄等) については、焼却により処理しなければなりません。
- 3 と畜業者等は、別に法律又はこれに基づく命令で定めるところにより、牛のと殺又は解体を行う場合には、牛の特定部位による牛の枝肉等の汚染を防ぐように処理しなければなりません。

第7 牛に関する情報の記録等

- 1 国は、牛1頭ごとに、生年月日、移動履歴その他の情報を記録し、及び管理するための体制の整備に関し必要な措置を講ずることとなります。
- 2 牛の所有者 (所有者以外の者が管理する牛については、その者) は、牛1頭ごとに、個体を識別するための耳標を着けるとともに、1の情報を提供しなければなりません。

第8 牛の生産者等の経営の安定のための措置

国は、基本計画に定められた計画の期間において、BSEの発生により経営が不安定になっている牛の生産者、牛肉に係る製造、加工、流通又は販売の事業を行う者、飲食店営業者等に対し、その経営の安定を図るために必要な措置を講ずることとなります。

第9 協力依頼

農林水産大臣及び厚生労働大臣並びに都道府県知事及び保健所設置市の長は、国、独立行政法人、地

方公共団体、獣医師団体、牛の生産者団体、試験研究機関、検査機関等に対し必要な協力を求めることができます。

第10 正しい知識の普及等・調査研究体制の整備等

1 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じたBSEに関する正しい知識の普及により、BSEに関する国民の理解を深めるよう努めるとともに、この法律に基づく措置を実施するに当たっては、広く国民の意見が反映されるよう十分配慮しなければなりません。

2 国及び都道府県は、BSEの検査体制の整備、BSE及びこれに関連する人の疾病の予防に関する調査研究体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及並びに研究者の養成その他必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

第11 附則

1 この法律は、公布の日(平成14年6月14日)から起算して20日を経過した日(平成14年7月4日)から施行されます。ただし、第5の2は、平成15年4月1日から施行されることとなります。

2 飼料安全法の一部改正【帳簿の記載事項の追加及び保存期間の延長、農家に対する報告徴取、立入検査等、製造業者等の事前届出、販売前の廃棄等の命令、農林水産省と厚生労働省との連携の強化、製造業者等に対する罰則の強化】

3 家畜伝染病予防法の一部改正【BSEの名称変更、死亡牛の検査、農林水産省と厚生労働省との連携の強化】

4 獣医師法の一部改正【診療簿及び検案簿の保存期間の延長】

獣医師が、牛、水牛、しか、めん羊及び山羊の診療又は検案を行った場合は、診療簿又は検案簿を8年間保存しなければならないこと、獣医師がその他の動物の診療又は検案を行った場合は、その診療簿又は検案簿を3年間保存しなければならないこととされました。

5 食品の安全に関する行政の見直し

政府は、BSEの発生を予防できなかったことにかんがみ、関係府省の連携を強化する観点から、生産から消費に至る食品の安全に関する行政の根本的な見直しについて検討します。

6 家畜商法の一部改正【家畜の取引に関する帳簿の保存期間の延長】

家畜商法第11条の2の家畜の取引に関する帳簿の保存期間が8年間とされました。

「牛海綿状脳症対策特別措置法」(附則部分)による措置

1) BSEについてのサーベイランスの徹底

【家畜伝染病予防法の一部改正】

(改正前) 生きた家畜に対し検査することを前提。	➡	(改正後) 死亡牛についても検査の義務付けが可能。
-----------------------------	---	------------------------------

2) 飼料の適正使用の徹底及び製造業者等の規制の見直し

【飼料安全法の一部改正】

(改正前) 飼料の使用者に対する報告の徴取、立入検査の規定なし。製造業者等について事業開始後に届出。飼料が販売された場合に廃棄、回収処分を命令。	➡	(改正後) 必要に応じて飼料の使用者に対し報告の徴取、立入検査を実施。事業開始前に届出を義務づけ、検査等を迅速に実施。販売前でも廃棄処分を命令。製造業者等に対する罰則の強化。
---	---	--

3) 感染経路の解明に必要な措置

【飼料安全法及び獣医師法の一部改正】

(改正前) 飼料に係る帳簿の記載事項は飼料の名称等に限定。飼料に係る帳簿の保存期間は2年間。獣医師の診療簿等の保存期間は3年間。	➡	(改正後) 原材料、入手先等を記載事項として追加。(省令で規定) BSEの潜伏期間を踏まえ延長。BSEの潜伏期間を踏まえ延長。
---	---	--

4) 厚生労働省との連携の強化

【飼料安全法及び家畜伝染病予防法の一部改正】

(改正前) 厚生労働大臣は、飼料の基準・規格の設定等について意見を述べ、又は要請することができる。家畜伝染病予防法では厚生労働省との連携規定なし。	➡	(改正後) 従来の規定に加え、農林水産大臣が厚生労働大臣に意見を求めることができることとする。人畜共通伝染病について農林水産大臣と厚生労働大臣が相互に意見を交換できることとする。
--	---	--

5) BSEの法律上の名称の変更

【家畜伝染病予防法の一部改正】

(改正前) BSEは家畜伝染病予防法上「伝染性海綿状脳症」という名称。	➡	(改正後) 空気感染、接触感染等をしないことを踏まえ、「伝達性海綿状脳症」に変更。
--	---	--

大家畜経営維持資金償還猶予について

(大家畜経営維持資金を既に借り受けた方)

平成13年10月5日から平成14年3月31日までに
行われた、大家畜経営維持資金の県内の貸付実績は、
延べ146件、約13億2千5百万円となりました。当初の償還期間は1年以内の元利一括払となっていました。平成14年4月23日付で国の要領が改正になり、残高の範囲内で償還期間を最大2年間延長することができるようになりました。

1 概要

(1) 対象者

大家畜経営維持資金を既に借り受けた方で、
1年以内の元利一括返済が困難な方
経営維持延長計画を作成し、県の承認を受けた方
大家畜経営維持資金の用途先が要領に定められたとおりであること(経営維持延長計画で確認)

(2) 延長期間等

残高の範囲内で2年間を限度とします
償還方法は元金均等払

(大家畜経営維持資金を借り受けた方が、借受額全額の2年間延長を受けた場合、結果として償還期間3年間、うち据置期間が1年間となります)

(3) 末端金利 年1.6%のまま延長

(4) 手続 償還期間が到来する前に手続が必要です

2 県上乗せ利子補給(9月補正予算提出内容)

県も引き続き1.6%の上乗せ利子補給を行いますので、末端金利は0%となります。

県の上乗せ利子補給については、既に融資機関と利子補給契約を締結しておりますので借り受けた方からの特別な申し出等は必要ありません。

Table with 6 columns: 貸付金利, 中央畜産会利子補給, 金融機関負担, 末端金利, 県利子補給, 県利子補給後末端金利. Values: 2.85%, 1.01%, 0.24%, 1.6%, 1.6%, 0%



相談窓口

宮城県産業経済部畜産課 電話 022-211-2852
大河原・仙台・古川・迫家畜保健衛生所
築館・石巻産業振興事務所畜産振興部
融資機関

BSE対応畜産経営安定資金について

(運転資金・大家畜経営維持資金の借換が必要な方)

昨年9月に国内で初めてBSEの患畜が確認されて以来、国産牛肉の消費が減退し、牛枝肉価格等の低迷が続いていることから、平成14年度においても牛飼養農家の方は運転資金や大家畜経営維持資金の償還財源の確保が厳しい状況にあります。このため、国において要領が改正され、「BSE対応畜産経営安定資金」が創設されました。

1 概要

(1) 貸付期間 平成14年4月23日から平成15年3月31日まで

(2) 対象者

BSEの影響により直近3ヵ月間の販売額と助成金の合計額が、原則として前年同期間の販売額と比較して、概ね2割以上減少した牛飼養農家の方
大家畜経営維持資金の残高の範囲内で、借換を行う方
又は の要件を満たし、経営安定計画を作成し県の承認を受けた方

(3) 資金の用途

既往の負債の借換(大家畜経営維持資金を除く)及び約定償還への充当を除き、次に掲げる運転資金
肥飼料費
肥育もと畜の購入費
畜産経営に要する器具及び消耗品の購入費
雇用労賃
その他経営の維持及び安定に必要な経費
大家畜経営維持資金の借換資金

(4) 貸付条件

融資限度額

ア 肥育用牛 1頭当たり 15万円
(6ヶ月齢未満4.5万円)

イ 繁殖用雌牛 1頭当たり 7.5万円

ウ 乳用牛 1頭当たり 15万円

末端金利 平成14年4月23日現在、3ヶ月毎に見直し) 1.7%以内

償還期間 2年以内(元金均等払い)

(5) 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行、信用金庫

2 県上乗せ利子補給(9月補正予算提出内容)

(1) 1.7%の上乗せ金利補給を行いますので、末端金利は0%となります。

(2) 県内融資枠は15億円です。

貸付金利を2.95%とした場合

Table with 6 columns: 貸付金利, 中央畜産会利子補給, 金融機関負担, 末端金利, 県利子補給, 県利子補給後末端金利. Values: 2.95%, 1.01%, 0.24%, 1.7%, 1.7%, 0%



(畜産振興班 市川 敦)

自動搾乳システム(搾乳ロボット)現地レポート

迫家畜保健衛生所

酪農は、搾乳作業等を中心に労働の周年拘束性が高く、規模拡大を図るためには省力化は避けて通れない課題の一つです。その解決法の一つである搾乳ロボットは、1996年頃からオランダで一般酪農家に導入されはじめ、ここ数年で急速に普及が進み、現在欧州を中心に世界で約2千台が稼働しています。このうち我が国では約75台が稼働中です。



搾乳ロボットにおいて搾乳牛は、フリーストールで飼養され、自分で搾乳ロボットに入ります。ロボットは、乳房・乳頭の洗浄、ティートカップの脱着、搾乳、ディッピングまでほぼ全自動で行います。パーラータイプとボックスタイプがあり、現在主流となっている1ボックスタイプでは、1頭1日3回平均の搾乳の場合、1台で約60頭の搾乳が可能となっています。

搾乳ロボット導入によるメリットについては一般的に労働時間の短縮、乳量増加、経営規模拡大などがあげられ、デメリットとしては設備投資額の増大、コンピュータ利用による牛群管理等での知的労働の強化などがあげられます。



今回、平成12年に畜産基盤再編総合整備事業で宮城県酪農農業協同組合が志津川町の酪農家に搾乳ロボットを導入してから2年目を迎えようとしていますので、現在までの経過及び現況を報告します。

搾乳ロボット自体が新しい技術であり、国内での導入台数や実績も少なく、技術的にも抱える問題が多かったため、関係機関と「自動搾乳システム支援連絡会議」を立ち上げ支援体制を整えました。

当初、既繁養牛17頭と北海道導入牛3頭の計20頭からロボット搾乳を開始しました。ロボットへの馴致は概ね3日で完了し、その後入った導入牛も既に居る牛をまねて行動するようになりました。現在までに約80頭の牛が搾乳ロボットを経験していますが、不適合牛は乳頭の形状が合わなかった2頭のみで、岩手県畜産研究所が示した10%と比較して極めて低い数値を示しています。

一方、乳成分及び牛の健康面では、はじめ乳量の低下とバルク乳の乳脂率低下が続き、獣医師からルーメン・アシドーシスの指摘を受けましたが、これは購入TMRを遠因とするもので、結果的には「濃厚飼料の選び食い」で粗飼料の摂取不足によるものでした。

そこで、良質乾草の不断給餌や手作業によるビール粕・ビートパルプとの混合飼料の調製給与を行うなど幾多の試行錯誤を繰り返した結果、乳量と乳脂率が回復したことから、現在TMR用の飼料混合機の導入に至っています。また、乳牛行動調査や毎月の乳用牛群検定データの分析から、給水施設の増設やストールの改善、飼槽の上の草架の取外しを実施、ストレスの軽減を図っています。

経営面では、後継者を中心に経営分析と記帳指導を継続的に行い、平成12年度からは青色申告を実施するまでに至っています。

総合的に見ると、搾乳ロボットは現段階において、牛群及び酪農家がシステムに馴れるまでは期待されるメリットを得ることは難しく、関係機関による支援が不可欠であること、設備投資が高額となることから導入できる酪農家は限られてきます。しかし、酪農の歴史を見れば、バケツ搾乳からパイプライン方式へ、さらにミルクパーラー方式へと搾乳方式の変化が酪農を変革させてきており、搾乳ロボットも酪農の省力化や乳牛個体と経営の管理がしやすくなるなど、新たな酪農経営の展開を期待させるものであります。

(指導班 渡部正樹)

農業制度資金の改正の概要

宮城県産業経済部経営金融課

農業改良資金、農業近代化資金、農林漁業金融公庫資金は農業制度資金の中でも農業者の方々が経営改善を図る上で利用できる身近な資金ですが、これらの資金が今年の7月1日に担い手向け資金として生まれ変わりましたので、その概要をご紹介します。

農業改良資金

・資金内容

これまでの資金メニューが全て廃止され、農業者の方々の新たな農業経営の取組みを支援する資金に改正されました。

具体的には、酪農経営の方が新たに花きの栽培を始めるために必要な施設の整備や機械を取得する場合など 新たに直売所を設置するために必要な施設の整備や機材を取得する場合など 生産した農産物を新たに加工して販売するにあたり必要な施設の整備や機械を取得する場合などに利用することができます。

・資金使途

新たな取組みで必要となる設備資金として、農地取得以外はほとんど利用できます。

・貸付対象者

認定農業者 認定就農者 認定農業者以外の農業者...一定の要件が有ります エコファーマーとして認定を受けた農業者 法人・任意団体

・貸付金利は無利子です。

・償還期限

原則として10年以内(うち据置3年以内)

・貸付限度額(融資率)

個人...1,800万円(80%、認定農業者は100%)
団体・法人...5,000万円(80%、認定農業者は100%)

・保証人等

連帯保証人若しくは担保提供又は機関保証

・融資機関

県、農業協同組合などの民間金融機関

農業近代化資金

農業近代化資金のうち、認定農業者向けの資金(改正前の認定農業者育成確保資金)は、融資率が100%、貸付利率も農業経営基盤強化資金と同率の有利な資金です。従来の資金使途は機械の取得や施設の整備に限られていましたが、今回の改正で経営の改善を図るために必要な長期運転資金が追加されました。

具体的には、機械リース料の一括前払い 研修 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得などです。

農林漁業金融公庫資金

・農業経営基盤強化資金

法人に対する貸付限度額を5億円に引き上げました。

なお、法人の常時従事者が3人を超える場合に1人当たり5,000万円を加えることができ、加算後の限度額は法人の資金利用計画における目標売上額の2倍相当額又は10億円のいずれか低い額となります。

・経営体育成強化資金

貸付対象となる営農類型が畜産や施設園芸を含む全営農類型に拡大されるとともに、畜舎や家畜購入にも使途が拡大されました。また、貸付対象者は、主として農業を営む方に加え、主業農業者に準じる方なども対象となりました。

以上、改正の主な内容について紹介しましたが、全体的に認定農業者の方々にとって、より有利な内容に改正されています。また、これらの資金を借入れる際に必要な事業計画の様式が統一され、資金によって何度も作成し直すといったことがなくなり、利用しやすい制度になっています。

(農林水産金融班)

宮城県農業実践大学校学生募集

募集人員 = 農産・園芸学部各20名、
畜産・経営開発部各15名

【一般入校】

資格 = 高校を卒業(見込みを含む)した方またはこれと同等以上の学力があると認められた方

試験 = 平成15年2月21日(金)

願書受付 = 平成15年1月23日(木)~
2月6日(木)消印有効)

【学校長・市町村長推薦入校】

資格 = 高校を卒業見込みで学校長が推薦した方または高校卒業後3年以内で市町村長が推薦した方

試験 = 平成14年12月6日(金)

願書受付 = 平成14年11月12日(火)~
11月26日(火)消印有効)

問合わせ宮城県農業実践大学校学生班
電話 022(383)8138

農林水産祭参加 第42回仙台牛枝肉共進会の 開催について

全農宮城県本部畜産課

農林水産祭参加第42回仙台牛枝肉共進会を下記の内容にて開催することとなりましたので、多数ご参観くださるようご案内申し上げます。

1. 主催

全国農業協同組合連合会宮城県本部

2. 会期および場所

(1) 会期 平成14年11月4日(月)~7日(木)

(2) 場所 仙台市中央卸売市場・食肉市場

3. 出品区分及び条件

(1) 肥育の完成されたもので、おおむね(±3%)次のものとする。

部	品 種	区 分	条 件	生後月齢
第1部	黒毛和種	去 勢	枝肉重量 360kg~500kg	30ヶ月未満
第2部	黒毛和種	去 勢	枝肉重量 360kg~500kg	30ヶ月以上
第3部	黒毛和種	雌	枝肉重量 300kg~450kg	

ただし、瑕疵のある枝肉は審査対象外とする。

4. 出品頭数及び屠畜・販売日

部	品 種	区 分	頭数	屠畜月日	販売月日
第1部	黒毛和種	去 勢	50	11月6日	11月7日
第2部	黒毛和種	去 勢	110	11月5日	11月7日
第3部	黒毛和種	雌	40	11月5日	11月7日
計			200		

(高川信幸)



ナチュラルチーズフェア (第16回みやぎミルクランドフェア) の開催について

宮城県牛乳普及協会

本年度のナチュラルチーズフェアは、昨年度に引き続き、県内の農林水産業者・製造加工業者・商工関係団体等が一同に会して、これらの産業分野を横断した県産品の展示即売等を行う「みやぎまるごとフェスティバル」の共催イベントとして実施し、県民に牛乳・乳製品についての正しい知識の普及を図ることにより、牛乳・乳製品の良さを再発見して頂けるよう効果的な普及宣伝消費拡大を図ることとなりました。

ナチュラルチーズフェア会場は従来どおり勾当台公園となりますが、他に県庁1Fフロア、県庁前駐車場、古岡広場、市民広場、一番町四丁目商店街を使用し幅広い展開をいたします。

ナチュラルチーズフェア会場では、牛乳料理大試食会を始めとする牛乳・乳製品料理コーナーや県内乳業メーカーによる牛乳・乳製品の試食・即売コーナー、国産ナチュラルチーズの展示・試食コーナー、動物パーク、アトラクションコーナー、ステージイベントとして、島崎和歌子トークショー、キャラクターショー「ウルトラマンコスモス」・「ワンピース」他を開催、更には、アンケートにお答え頂いた先着200名様に乳製品のプレゼント等、食べて遊んで学べて得する様々なコーナーを設置しております。また、宮城の食材(米・仙台牛・野菜・牛乳等)をプレゼントとしたスタンプラリー大抽選会他盛り沢山のイベントとなっておりますので、どうぞ皆様お誘い合わせの上、ご来場下さいますようお願い致します。

開催日時 平成14年10月26日(土)・27日(日)
午前10時~午後4時

開催場所 仙台市 勾当台公園

(佐々木弘美)

第20回宮城県牛削蹄競技大会 並びに第15回東北地区牛削蹄競技大会報告

NOSAI宮城

今年で第20回を迎える宮城県牛削蹄競技大会が7月5日、宮城県畜産試験場で開催され、競技会場は宮崎町米泉の亀井利一氏の牛舎で県内3支部より選手8名県外よりオープン参加した2名が牛削蹄競技(20分)、牛削蹄判断(30分)の2種目について日頃鍛えた業を競い合った。当日は、他県の削蹄師、会員など60名が声援を送る中で、午前10時30分より東北地区牛削蹄競技大会予選をかね2時間の激戦が行われた。

その結果、最優秀賞に栗駒町の鈴木貴弘氏、優秀賞1席に宮崎町の遠藤強氏、2席に南郷町飯田光幸氏が選ばれ、9月4日福島県本宮町で開催された第15回東北地区牛削蹄競技大会に出場した。その結果、飯田光幸氏、遠藤強氏が優秀賞に輝き、10月21・22日に栃木県で開催される、第45回全国牛削蹄競技大会に出場することになった。

本大会は認定牛削蹄師の削蹄技術研修を通じて、会員相互の技術向上を図るとともに若い削蹄師の育成の場として毎年開催されている。

蹄は「第2の心臓」といわれ牛が生活するうえで最も大事な部分であり、自然の肢勢や蹄形を保つばかりでなく、繁殖成績の向上、増体、肉質、乳量など生産性の向上に大きく影響している。牛蹄は月平均6～8mm伸長するので少なくとも年2回以上の削蹄を実施する必要があるが、現在県内の削蹄師数は100人足らずであり、なかなか畜産農家の要望に応える事が出来ない厳しい状況にあることから削蹄師会とNOSAI宮城とが連携を取りながら若手削蹄師育成に取り組んでいます。

(家畜部次長 武蔵昌文)

衛生便り 鶏のニューカッスル病について

大河原家畜保健衛生所

平成14年2月、管内のプロイラー農場において、ニューカッスル病(ND)の発生がありました。この病気はNDウイルスの感染によって起こり、鶏をはじめ殆どの鳥類が罹ります。特徴として伝染力が非常に強く、高い死亡率を示し大きな被害をもたらします。わが国では家畜の法定伝染病に指定されており、養鶏業界では最も恐れられています。

この病原体は広く野外に存在し、空気感染が主な伝播経路であり、鶏が最も感受性が強く、野鳥が感染源となっているとの指摘もあります。

症状は雛や成鶏を問わず元気消失、呼吸器症状(ゴロゴロという呼吸音、開口呼吸、咳など)、緑色の下痢便、経過が長引くと神経症状(脚と翼が麻痺する、頸が曲がるなど)が見られ、重篤なものは死亡します。プロイラーでは育成率の低下、採卵鶏は産卵率が長期間低下します。診断法は発症鶏の解剖および病理検査、ウイルス検査、抗体検査です。治療法はありませんが、ワクチンにより予防が可能です。接種法は鶏の用途、飼養形態によって異なり、生ワクチンの飲水や点眼、噴霧(スプレー)、不活化ワクチンの注射があります。プロイラーの場合、種鶏からの移行抗体が影響するので、ワクチン接種の時期に注意すること、採卵鶏は入雛からの飼養期間が長いので、補強接種が必要です。

本病は愛玩鶏やレース鳩を中心に発生が見られ、ここ数年はワクチン歴のある採卵鶏、プロイラー農場でも報告されています。対策として農場での確実なワクチン接種、侵入防止のため日頃の衛生管理の励行、鶏舎への立入制限、野鳥の侵入防止などに努めましょう。また、異常鶏を発見した際は獣医師か最寄りの家畜保健衛生所に連絡してください。

(防疫班 大越啓司)

畜試便り

優れた牧草の新品種をめざして

宮城県畜産試験場

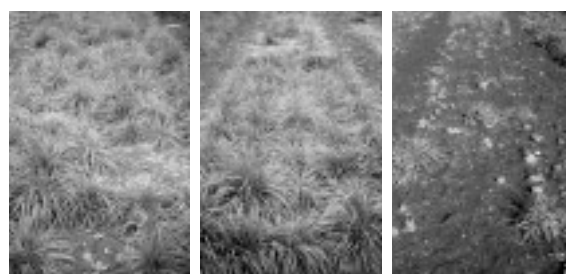
現在ある牧草類よりも、耐倒伏性、耐病性などの特徴を持つ新品種が普及されるまでには、様々な育種材料のかけあわせから、地域適応性の検定を経て、全期間で約20年ほど要します。当試験場では最終段階の3年～5年の検定試験（系統適応性検定試験、以降「系適試験」）を担当しています。



ペレニアルライグラス一番草の収量調査

了して平成13年10月に新しく、多収で夏枯れに強いハイブリッドライグラス「ハイフローラ」、多収で病害抵抗性、耐倒伏性に優れたアルファルファ「ネオタチワカバ」が品種登録されました。2品種とも本県での検定成績も良好でしたので、今後の利用が期待されます。

越夏後の草勢（3年目）

テトリライト ハイフローラ イタリアンライグラス
極長期利用型品種

(山梨県酪農試験場牧草育種指定試験地：写真提供)

1. 系適試験の概要

系適試験とは、全国の農業研究センターや、各県の牧草育種指定試験地で育成された草種の地域適応性を検定する試験です。つまり、品種になる前、普及される前の最終試験にあたります。試験項目として、収量はもとより、耐寒、耐雪、耐暑などの不良環境に対するストレス耐性、耐病性などがあります。当試験場で検定する草種は年間2～4種程度で、一草種ごとに約20～30区を設定しています。

2. 今までの成果

この検定試験は当試験場で30年以上の歴史があります。その間、当試験場での検定を終えた新系統は152種となり、成績優秀で新品種登録されたものは20品種を数えています。最近では当検定を終

3. 今後の系適試験

平成14年度は春一番草～二番草で利用するイタリアンライグラス短期利用型、夏枯れに強く、年間収量の安定したペレニアルライグラスの検定試験を行っています。平成15年度は、さらにオーチャードグラス、イタリアンライグラス極長期利用型の検定を行う予定です。現在の牧草、飼料作物の生産現場では大型機械化、大面積化が進み、特にロールバールサイレージの利用が進んでいます。そのため、高品質しかも耐倒伏性が強いといった、今までとは違った特性が牧草に求められています。今後とも、当試験場では新しい育種目標に沿った優秀な牧草新品種造成を目指して、検定に取り組んでまいります。

(草地飼料部 佐藤元道)

新系統豚「しもふりレッド」 完成披露式典が開催されました

宮城県畜産協会

宮城県では美味しい豚肉生産を目指し、平成6年から宮城県畜産試験場において8年の歳月をかけてデュロック種の改良を重ね、この度肉質等に優れたかつて例を見ない霜降りが入る豚が造成され、今年3月に(社)日本種豚登録協会より系統豚「しもふりレッド」として認定を受けました。

その記念行事として、去る9月4日仙台ホテルにて完成披露式典を開催致しました。

式典には県内の消費者団体・食肉流通関係及び関係機関各位、約150名の方々にご臨席をいただき、本協会の大堀会長より開会挨拶ののち、ご来賓の宮城県知事・県議会議長様よりご祝辞を賜りました。



会場ではスライドを用いて「しもふりレッド」の紹介を行ない、「しゃぶしゃぶ」など7品目の豚肉料理も食味しました。途中のインタビューでは「非常に柔らかい」「大変おいしい」など肉の評判は上々でしたが、一方では「店頭価格が気になる」など現実的な意見も出されました。

最後に、みやぎ夢大使を努めるタレントの生島ヒロシ氏より「あっさりした味で柔らかな肉質。他のブランドに並ぶよう全国にアピールしていきたい」とコメントをいただき、NEW宮城野豚ミヤギノボーク(仮称)の更なる生産活動を期待しつつ、2時間に亘る完成披露式典は盛会のうちに終了しました。

(経営支援課)

新人紹介

「がんばります!!」

(社)宮城県畜産協会

亀井 和也



こんにちは。昨年10月から畜産協会価格安定課に勤務しております亀井と申します。

出身は蔵王町で近所に肥育農家がありますが、牛を見る機会はあるものの、触ったこと

とはなく、学生時代は秘書・情報処理や、介護・レクリエーションインストラクターなどまったく違う分野を学んできました。当初は「ヌレ子とは何ぞや」、「F1とは何ぞや」と聞いた事のない畜産用語や事業を覚えることで、無我夢中の毎日でした。

私は現在、肉用子牛生産者補給金制度(以後、補給金制度)や、各種補助事業の事務を担当しておりますが、不安な部分も多く周りの方々にご指導をいただきながら、日々勉強の毎日を送っております。

補給金制度とは、子牛生産者より申込みのあった子牛に関するデータをパソコンに入力し、その子牛の内、6月齢に達した日以後12月齢に達する日までに販売した子牛、または満12月齢に達した日以後も自家保留した子牛を対象に、平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に補給金が子牛生産者へ支払われるという事業です。補給金が滞りなく円滑に支払われるようにパソコンに向かい、毎日キーをたたいております。

もうすぐ、1年が経とうとしています。まだまだ分からないことばかりで右往左往していますが、皆様のご指導をいただきながら、畜産の基礎・基本を勉強し、責任ある仕事をしていきたいと思っております。畜産農家の方々から信頼を築けるよう努力しますので、今後ともよろしくお願いたします。

